

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成23年5月17日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員）

金子順一（委員長），高橋善久，谷口恵美，月山純典，畠 純一，
原島 肇，堀川晶伸，山内義正

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

川西和歌山簡易裁判所裁判官，森和歌山簡易裁判所庶務課長，
松本民事首席書記官，安井刑事首席書記官，藤田事務局長，
安達家裁総務課長，小西家裁総務課課長補佐

第4 議事

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），

●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），

□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

1 開会

2 所長あいさつ

3 新委員の紹介

4 委員長の選任

委員の互選により，金子委員が委員長に選任された。

5 前回の意見に対する裁判所の取組状況の報告

前回，出された意見について，庶務から「民事調停制度の広報につ

いては、市役所の相談窓口の担当者等に広報していくのがよいという意見をいただいた。これについて、和歌山市役所の市民相談のセンター長に調停制度のリーフレットを持参して相談者に対して調停制度の紹介を依頼するとともに、市民相談の担当者に対する説明会を5月24日に実施する予定である。また、今後、他の市町村に対しても、同様の説明会の実施等を働きかけていきたいと考えている。」旨の報告がなされた。

6 和歌山簡易裁判所の窓口におけるアンケート結果の概要について

(1) 概要説明

2月1日から2月28日までの間に和歌山簡易裁判所書記官室及び調停期日来庁者受付の2箇所において、職員からアンケート用紙を手渡し、同所に設置した回収箱に任意に提出してもらう方法により、アンケートを実施した。その結果、26通の回答を得ることができた。

(2) 意見交換等

- ◎ それではアンケート結果を踏まえて、委員の皆様に御感想、御意見をお願いしたいと思います。
- アンケートについては、項目に対する回答以外に、回答した理由を聞くことに意味があったのではないかと思う。

今回のアンケートにおいて、回答理由を聞いていない項目については、アンケート結果に基づく改善の方法が分からぬ状態となっている。

- 庶務で作成したアンケート案を見たときに、これから利用しようという人向けのものと、既に手続を利用している人向けのものとの、2通のアンケート案を作成して提案したが、1通で行うこととなった。
- アンケートとしては、回答数があった方だと思う。また、職員

の対応や説明が良かったという意見が多くあったようで、裁判所としてのこれまで行われてきた窓口対応などの方向性は間違っていないなかったということではないか。

- 相談先の項目で「弁護士会」が一番多かったのは意外だった。
- もっとアンケートの対象者を広げていく方法で今後は検討されると良い。方向性は間違っていないと思う。
- △ 裁判所の職員の対応が良かったという意見が多いのが良かった。ただ、裁判所の調停制度については、皆が知っているとは思えない。皆に知ってもらえるような手当てをする必要がある。
- 利用希望の項では、「思わない」と「分からぬ」の回答が多くあったという印象を持った。裁判所としては、利用したいと思ってもらわなければならない。利用しない理由として時間がかかりすぎるからということを聞いたことがあるが、利用してもらえる制度であることを伝えていく必要がある。

また、申立書の書きやすさの項では、「難しい」という意見が出されているようで、本人訴訟などでは裁判所職員の方で親切に対応しているところではあるが、いざ申立書や訴状を書くということになるとかなり大変なのではないか。現在も申立書を書きやすく工夫しているとは思うが、内容を改善したり、職員の説明を工夫するなど、今後も改善を続けていくことが必要であると感じた。

- ◎ アンケートのとり方に問題があるという意見を多くいただいた。また、アンケート結果については、「職員対応について概ね利用される方々から肯定的な意見をいただき、良かったのではないか。」、「調停制度の広報については、もっと行っていく必要がある。」、「申立書の書きやすさについても改善、検討の余地が

ある。」という意見をいただいた。他に意見があれば承りたい。

- 申立書の書きやすさについて回答数が少ないとと思うが、回答していない人は申立書を作成していないのか。
- 申立書については、司法書士などが作成することが多く、申立書の名義は本人であるが、書類作成者として司法書士などの氏名が記載された附せんが貼られていることが多い。
申立相談に来た人がその場で書くこともあるが、多くは申立書を持ち帰っている。
- 簡易裁判所の調停手続を知っていたらしくことが困難であれば、裁判員裁判の広報の際に行った、企業等に職員を派遣するという方法をとってみてはどうか。
- 調停手続の周知が不十分であるということは問題であるから、広報については今後も検討していく課題であると思う。
- 弁護士としては、相手次第の調停手続は利用しにくいところがあるため、特定調停以外の調停手続を利用したことがない。こちらが譲歩する事案で相手も妥協する用意がある場合くらいしか、利用に適した事案が見当たらない。依頼者からお金をもらう以上、弁護士にとって調停手続は1次的に選択する手續ではない。ただし、費用をかけずに解決したいような場合は、利用価値が高いと思う。私も自分が受任しないような場合や金額が低い場合などは調停を薦めことがある。
- 専門的知見を有する調停委員も居るので、その利用価値はあるのではないか。
- 3分程度の勝ち目しかない、負けそうな事件で本人も是非、調停で解決したいと思っているような事案でないと使えないと思う。
- 調停には訴訟などと異なる独自のニーズはあるということかと

思うが、実際調停事件に弁護士が代理人としてついている事件はどのくらいあるのか。

■ 弁護士が関与している調停事件数については、正確な数値はもっていないが、感覚的には6ないし7割程度と思う。

○ 損害額を確定する必要がある場合などにも調停手続の独自の利用価値があるということである。

7 「簡易裁判所の民事事件手続の概要」についての説明

(1) 内容説明

パワーポイントを用いて説明を行った。

(2) 意見交換等

○ ただいま事務担当者から説明があった簡易裁判所の手続について意見を承りたい。

○ 簡易裁判所にそれだけたくさんの手続があることは知らなかつた。リーフレットを見せていただいたが、支払督促のものには提出先が明記されているのに、その他のものに記載がないのはどうしてか。

■ 支払督促の場合は債務者の住所地のみに管轄が認められるのに対し、調停や訴訟については、類型によっては様々な管轄が認められるため、リーフレットに記載できなかつたものである。

○ 訴訟というものは知っていたが、少額訴訟については今、初めて知った。

○ 私は、調停や訴訟は知っていましたが、支払督促や少額訴訟という言葉は全く知らなかつた。

○ 相談窓口に来ればこのようないリーフレットを見ることができるが、窓口に来る前に簡易裁判所にどのような手続があるのか、どうやって知ることができるのか。

- 基本的に電話での問合せが多い。その際、パソコンを利用している方については、裁判所のウェブページを案内し、申立書をダウンロードしてもらったりしている。なお、最高裁判所のホームページでは、各種リーフレットを見ることができるようになっている。
- リーフレットについては、市役所等にも配布しており、現実に市役所等における相談において使っていただいている。
 - 手続を利用するにあたっては、弁護士費用等を含めた費用の総額が気になるし、審理期間がどの程度かかるのかという点も気になる。典型的なケースでどの程度の負担が必要となるのかという、利用しやすさを伝えていく必要があると思う。
 - リーフレット見て思ったのですが、どの手続を選択するかについて、メリットやデメリットが分かりにくい。もっとはっきり、メリットやデメリットを書いて欲しい。
 - 裁判所の窓口へ来られた方については、そういった説明をしている。それぞれの事件の類型に応じた手続選択を一般的に記載することは困難だと思う。
 - 市役所の相談員がどこへ行って手続を聞いたらよいのか分かるようすれば良いのではないか。
 - 確かに広報等を通じて市役所の相談員などに丁寧に説明し、和歌山簡易裁判所の窓口へ行くか、電話をするかなど伝えてもらうようにすると良いと思う。
- △ リーフレットなどを見て誰もが手続選択ができるようになればよいが、ある程度、知識が必要となる面もあり、なかなか難しい。
- △ 裁判員裁判で作成していたようなマンガを作成すると良いと思

う。また、中学校へ赴き、生徒に対して手続説明をすれば、将来、必要になった時に思い出し、裁判所の手続を検索するのではないか。

- 確かに生徒などは、簡易裁判所の手続を全然知らないと思う。
私から見ても訴訟は手間暇がかかるという印象があるし、少額訴訟は知らなかつた。手続を知らないためにうやむやになってしまっていることがあると思う。広報をする際には典型事例を示してコストなどを説明すると良いと思う。
- 申立書の書式などについて御意見を承りたい。
- 文字の意味は分かるので何とか埋めることはできそうだが、アドバイスをもらわずに書くのは大変だと思う。
- 窓口で相談にのりながら申立書を書いてもらうというケースもあるのか。
- 準口頭受理といって、窓口で話を聞きながら申立書を作成するというケースはあるが、現在はあまりやっていない。申立の用紙を渡して書いてきてもらうようにしている。
- そこであきらめてしまう人がいないのか。
- 用紙を渡した人で、再度、来られない方もいる。
- 割合的にはどのくらいいるのか。
- 窓口に来た方は概ね、再度、来られている。
- 少額訴訟の裁判をしたいという相談を受け、弁護士が不必要的事案である場合は、本人に自分で訴状を書くように用紙を渡すことがある。その際には、裁判所の職員はやさしくて親切だから、1回ではできなくても2回、3回と窓口に行くことによって書くことができるようになると言っている。裁判所は怖いという印象があるから、やさしいイメージを持ってもらうことが重要である。

- ◎ 裁判所が親切で適切なサービスを行っているという意識をもつてもらうことは大事であるし、それを広報などでアピールしていく必要がある。
- 簡易裁判所の訴訟で弁護士が受任しているのはどのくらいか。
 - 調停事件とそれほど変わらない。少額訴訟については、市町村の無料相談で案内されてくることが多く、ほとんど本人申立となっている。また支払督促については、きちんと請求原因を書く必要があることなどから、法人の利用が多く、個人が申し立てる件数は少ない。
- 審理期間はどのくらいになるのか。
 - 平均3、4か月くらいである。
- ◎ 3、4か月なら地方裁判所の事件に比べて早いと思う。判決までいかずに途中で和解で終わる事案もあると思うが、どのくらいの割合か。
 - かなりあると思うが、この場では正確な数値は分からない。
 - ADRでは、簡易裁判所の調停手続と比して専門性のある事案の解決が可能であることをうたっているが、知名度が低く、名称を伝えただけで怪しまれるような状態である。また、期日を重ねる毎に費用が増加し、成功すれば成功報酬が発生するなど、相当の費用が発生することもある。それでも手ぬぐいやうちわを作り、配布したりし、よさこい祭りに参加したりし、広報の努力をしている。裁判所も広報は大変だと思うが、引き続き努力していくことが必要であると思う。
- 広報するのであれば、テレビ番組に出てみてはどうか。
- ◎ 簡易裁判所の広報としてテレビ番組に関与することは、予算的に難しい。

- 法務局は、これまでも人権擁護の関係で広報をやっているところ、今後は筆界特定の関係でも広報を行うようである。
- 法曹はアピールするとか広報するとかということに消極であったが、時代が変わってきており、積極的に広報をする時代になっている。裁判員広報の時のようにできれば、出張講義をしたりすることも求められるのではないか。
- 裁判所の手続を知っている人を増やすことが重要である。マスコミを利用していくという方法もある。
- 市町村の議員は、市民の相談を聞いている。当選を重ねているような人は相談者を裁判所へ連れて行ったりしている。新米議員も知識は欲しいと思っているから、議員向けに裁判所の利用についての講義を行ってはどうか。

8 次回委員会の意見交換テーマ

労働審判について

9 次回委員会の開催日時

平成23年11月18日（金）午後1時30分から開催することが決定された。

10 閉会